2 賃借型 の場合

千葉市内でオフィス等を賃借したい!

新たに工場・事務所等を『貸借』される企業の方

千葉市での事業所開設をサポート。
拡充補助金も利用できます。

補助内容 ▶ 賃借料補助 ＋ 法人市民税相当額に対する補助 ＋ (P.18 参照) A 雇用奨励補助（スタートアップ型 / フォローアップ型） ＋ (P.19参照) C オフィス環境整備等補助 / D 社員採用補助（Ⓑは対象外）

拡充補助金メニュー

補助メニュー	対象地区	対象施設 ※店舗は除く	雇用要件	事業所規模要件	補助率等	補助限度額	期間
ちば共創企業賃借立地事業（「国家戦略特区関連産業」または「コア業種」に限る）	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設※3	120㎡以上かつ常時雇用者数が3人以上［大型特例］※1 事業従事者数※2が50人以上		賃借料の2/3	1,000万円／年 ［本社］2,000万円／年	1年
					法人市民税相当額の2/3	－	4年
					［本社］［大型特例］1/1	－	［本社］［大型特例］5年
市外企業賃借立地事業	●工専・工業・準工業地域 ●商業地域・近隣商業地域（事務所のみ） ●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区 ●千葉土気緑の森工業団地 ●ちばリサーチパーク ●ネクストコア千葉誉田 ●み春野流通パーク ●IC周辺地域				賃借料の1/2	300万円／年 ［大型特例］600万円／年	1年
					法人市民税相当額の1/2	－	3年 ［大型特例］5年
本社賃借立地事業					賃借料の1/2	500万円／年 ［大型特例］1,000万円／年	1年
					法人市民税相当額	－	3年 ［大型特例］5年
スタートアップ企業賃借立地事業（「IT・クリエイティブ産業」に限る）※4			80㎡以上かつ常時雇用者数が3人以上		賃借料の1/2	200万円／年	1年
					法人市民税相当額の1/2	－	3年
外資系企業賃借立地事業			事業従事者数が3人以上（ただし、役員または常時雇用者のいずれか1人を含むこと）	下限なし	賃借料の1/2	累計300万円※5	3年
					法人市民税相当額の1/2	－	3年
特定創業支援施設卒業企業賃借立地事業※6					賃借料の1/3	100万円／年	1年
特定流通業務施設賃借立地事業	●市内全域	●特定流通業務施設※7			賃借料の1/2	500万円／年	1年
					法人市民税相当額の1/2	－	3年

※1［大型特例］は千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区のみ
※2 事業従事者…企業の役員、または新設事業所等で直接雇用されている雇用保険一般被保険者等
※3 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る　※4 創業開始から3年以上10年以内に限る
※5 姉妹友好都市の所在する国（パラグアイ、カナダ、米国、フィリピン、中国、スイス）からの進出企業についての補助限度額は、累計500万円
※6 特定創業支援施設：CHIBA-LABO（チバラボ）、千葉大亥鼻イノベーションプラザ、千葉大学サイエンスパーク、千葉大学知識集約型共同研究拠点
※7 物流総合効率化法に規定する特定流通業務施設

2 賃借型 手続きの流れ（イメージ）

施設の操業を開始する前に事業計画の認定が必要です。

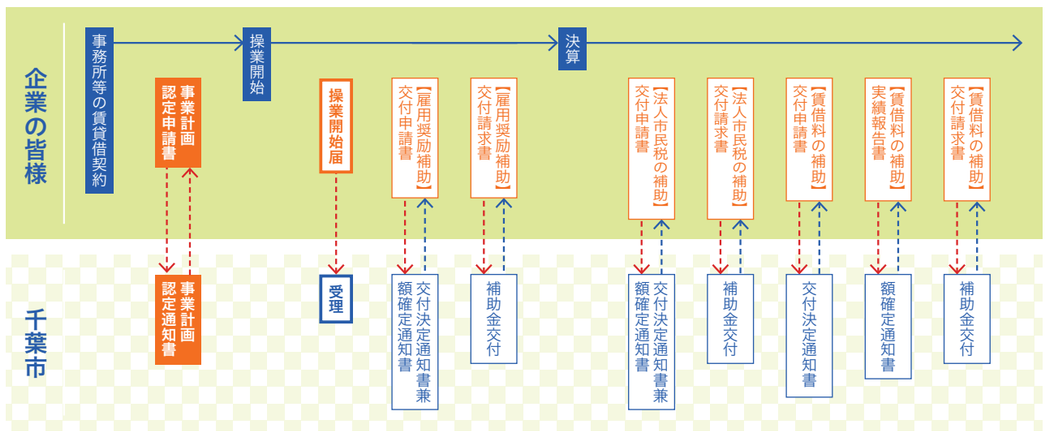

拠点拡充や増床をされる市内企業の方

市内企業の既存施設における
拠点拡充や増床をサポート！

補助内容 ▶ 賃借料補助（増加分） ＋ 法人市民税相当額に対する補助（増加分） ＋ (P.18 参照) A 雇用奨励補助（スタートアップ型 / フォローアップ型）

（ⒷⒸⒹは対象外）

補助メニュー	対象地区	対象施設 ※店舗は除く	雇用要件・事務所規模要件	補助内容	補助限度額	期間
市内企業賃借拠点拡充事業	●工専・工業・準工業地域 ●商業地域・近隣商業地域（事務所のみ） ●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区 ●千葉土気緑の森工業団地 ●ちばリサーチパーク ●ネクストコア千葉誉田 ●み春野流通パーク ●IC周辺地域	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設※3 ●特定流通業務施設※4	120㎡以上かつ常時雇用者数 10人以上増加［大型特例］※1 事業従事者数※2が 50人以上［市外拠点集約］ 市外の拠点を市内に集約 既存の対象施設の移転を伴う場合は、常時雇用者数50人以上の増加	賃借料（増加分）の1/2	300万円／年 ［本社］［大型特例］［市外拠点集約］600万円／年	1年
				法人市民税相当額（増加分）の1/2	－	3年 ［本社］［大型特例］［市外拠点集約］5年

※1［大型特例］は千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区のみ
※2 事業従事者…企業の役員、または新設事業所等で直接雇用されている雇用保険一般被保険者等
※3 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る　※4 市内全域を対象とする

県補助も併用可

補助対象事業の要件及び補助額

P.13に記載の福利厚生に係る経費への補助や、
正規雇用者の数に応じた補助も併用可能！

企業がオフィスビルやレンタルラボを賃借して「本社」や「研究所」等※を立地する場合

最大 1,000万円

❶事務従事者	1人以上➡最大	60万円	❶❷は「外資系企業」のみ
❷事務従事者	5人以上➡最大	180万円	
❸事業従事者	10人以上➡最大	500万円	
❹事業従事者	50人以上➡最大	1,000万円	

賃貸借契約締結前に県へ申請が必要

【補助内容】賃借料の1/2　1年間

千葉県企業立地課（☎043-223-2444）

※「その他事業所」は、幕張新都心エリアの場合は事業従事者数：25人以上、その他エリアは事業従事者数：50人以上が対象。また、外資系企業の場合は全エリア1人から対象。

2 賃借型 試算表

実際に算出してみましょう！

たとえば　面積990㎡（約300坪）の事務所を賃借し、東京から千葉市へ本社を移転。企業の総社員数200人、千葉本社の従業員数50人（大型特例適用）で、常時雇用者のうち新規採用＆転入千葉市民20人（単数世帯）の場合 ➡ ちば共創企業賃借立地事業

（P.14参照）

【補助内容】

❶賃借料に対する補助　家賃を1万円／坪と仮定
1万円／坪×300坪×12か月×2／3＝24,000,000円
➡ 20,000,000円（上限）

❷法人市民税に対する補助
資本金などの額が1千万円を超え1億円以下と仮定
●法人税割額（法人税額を10,000,000円仮定）
10,000,000円 × 6.0%（税率） ÷ 200人 × 50人 ＝150,000円
●均等割額
（法人税割額150,000円＋均等割額130,000円）
× 1／1 × 5年間 ➡1,400,000円

❸雇用奨励補助　スタートアップ型
300,000円×20人 ➡ 6,000,000円

❹雇用奨励補助　フォローアップ型
※操業開始1年後から起算して3年後の市民雇用者（常時雇用者）が5人（複数世帯）増加した場合
600,000円×5人 ➡ 3,000,000円

❺オフィス環境整備等補助
※引越しに300万円、内装に1,200万円、設備購入に120万円かかる場合

引越し	3,000,000円×2/3（補助率）	＝2,000,000円
内装	12,000,000円×2/3（補助率）	＝8,000,000円
設備購入	1,200,000円×2/3（補助率）	＝ 800,000円
	小 計	10,000,000円（上限）

❻社員採用補助
※操業開始日の6か月前から1年後までの間の社員採用に係る経費が700万円だった場合
7,000,000円 ×1/2（補助率）➡3,500,000円

さらに！県の補助金も併用可！

県補助	Ⅰ 賃借料の1/2（1年分）	上限1,000万円	10,000,000 円
	Ⅱ 福利厚生に係る経費		500,000円
	Ⅲ 県内在住正規雇用者数に対する支援		2,500,000円

市補助 ＋ 県補助　総額 56,900,000円

A 雇用奨励補助

雇用をサポート！

補助事業の適用を受けた企業の、千葉市民の雇用、雇用者の千葉市への転入をサポート！

スタートアップ型 操業開始時の体制整備を支援

（3 累積投資型 は対象外）

適用される企業	補助対象者	内容	補助限度額	補助回数
①所有型 企業立地補助金の対象企業 ②賃借型 企業立地補助金の対象企業 ④農業法人 立地促進事業の対象企業	本市在住 新規常時雇用者※1および常時雇用者※1で新規に転入した者	30万円/人 対象者が複数人世帯※2の場合 60万円／人	1億2,000万円	1回

※1 常時雇用者…①直接雇用　②社会保険被保険者　③雇用保険一般被保険者等　のすべての要件を満たす者
※2 複数人世帯…同一世帯に属する配偶者、一親等以内親族がいるもの

フォローアップ型 中・長期的な雇用拡充を支援

（3 累積投資型 は対象外）

適用される企業	補助対象者	内容	補助限度額	補助回数
①所有型 企業立地補助金の対象企業 ②賃借型 企業立地補助金の対象企業 ④農業法人 立地促進事業の対象企業	［対象者］ 起算日（操業開始から1年後）から3年経過した時点で増加した市民雇用者（常時雇用者※1） ［補助交付条件］ 市民雇用者数（常時雇用者※1）が起算日に比して増加していること	30万円/人 対象者が複数人世帯※2の場合 60万円／人	1億2,000万円	1回

※1 常時雇用者…①直接雇用　②社会保険被保険者　③雇用保険一般被保険者等　のすべての要件を満たす者
※2 複数人世帯…同一世帯に属する配偶者、一親等以内親族がいるもの

5 雇用奨励補助 手続きの流れ（イメージ）

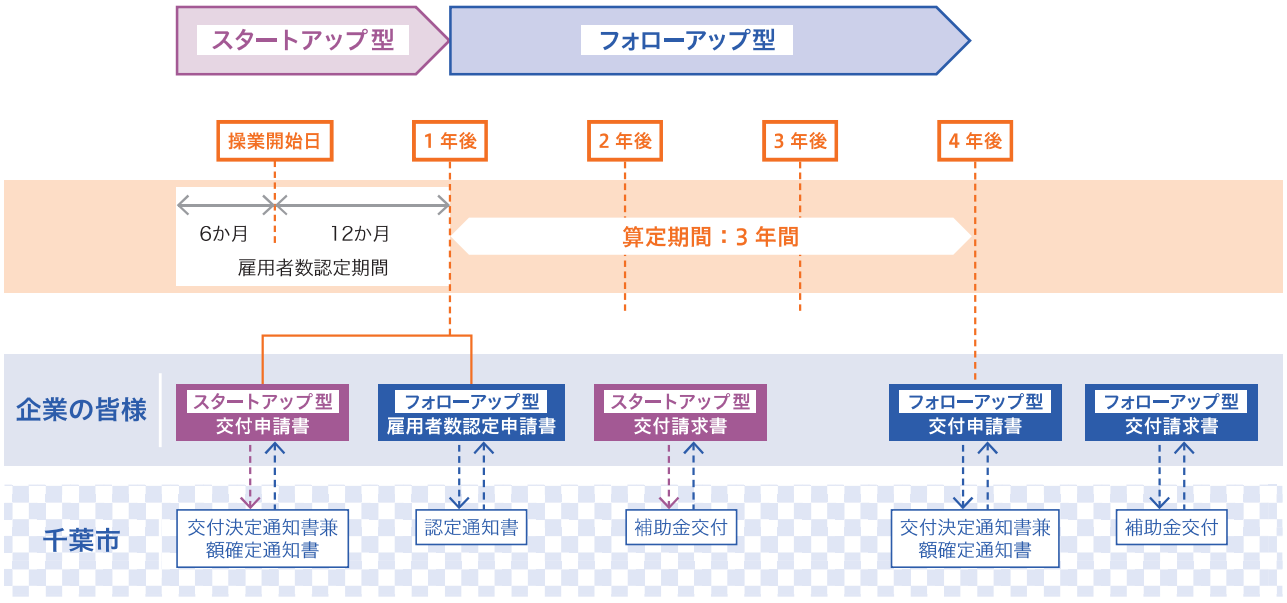

Ⓒ オフィス環境整備等補助

オフィスの移転を最大限バックアップ!!

経費に係る発注、契約または支払いを行う前に、実施計画の認定が必要です。（2 賃借型 のみ対応）

補助対象経費 （実施計画認定日～操業開始日から3か月の期間内の経費）	補助率	補助限度額	補助回数
移転に係る費用（引越し代など）	2／3	1,000万円	1回
移転先の内装費（改修経費など）			
移転先で使用する設備等の購入費（机・イスなど）			

Ⓓ 社員採用補助

新拠点での従業員採用をサポート！

（2 賃借型 のみ対応）

補助対象経費 （実施計画認定日～※1操業開始日から12か月の期間内の経費）	補助率等	補助限度額	補助回数
対象施設における人材募集に係る経費 （例）広告掲載費用、転職エージェントに対する費用、採用パンフレット等の制作・印刷費、会社説明会などの会場費、内定者への外部研修費用、面接応募者へ支払う交通費など	1／2	最大500万円※2	1回

※1 実施計画認定日から操業開始日までの期間が6か月を越える場合は、操業開始日を含む６か月前から
※2 大型特例（事業従事者が50人以上の事業所）またはコア業種特例（P.10下段）の企業が対象。その他業種の賃借型認定企業は250万円